

令和2年7月豪雨により被害を受けられた皆様へ

このたびの令和2年7月豪雨により被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。
当共済組合の長期給付事業における災害にかかる取扱いについて、お知らせします。

1 年金に係る届書等の提出期限の延長について

地方職員共済組合におきましては、令和2年7月豪雨により被災された年金受給権者の方（令和2年7月3日から同年7月31日までの間に[災害救助法の適用を受ける地域](#)に住所を有する方に限ります。）のうち、誕生日が7月1日から11月30日までの間にある方につきまして、当組合に提出していただく「現況届書」の提出期限を、**令和2年12月28日**に延長します。

なお、現在、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて、現況届書の提出期限が令和2年2月から同年6月までの間にある受給権者については、提出期限を7月末日に延長しているところです。

現況届書の提出期限が令和2年2月から同年6月までの間にあり、令和2年7月3日から同年7月31日までの間に災害救助法適用区域に住所を有する受給権者が、同年7月末日までに現況届書を提出していない場合にあっては、提出期限を同様に**令和2年12月28日**に延長します。

不明な点がございましたら、当共済組合給付課（TEL 03-3261-9846）までご相談ください。

2 その他、年金に係る手続について

年金に係る手続きについてお困りのことがございましたら、当共済組合年金相談室（TEL 03-3261-9850）までご相談ください。

※ 電話による受付時間は、月曜日～金曜日（祝日除く）の午前9時～12時及び午後1時～5時です。